

平成24年3月22日（木曜日）

議事日程第5号

平成24年3月22日（木曜日）午前10時開議

- 第1. 会議録署名議員の追加指名
第2. 議案の訂正について
第3. 追加提出議案の説明並びに質疑
議案第82号から議案第85号 4件
第4. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）
第5. 委員長審査報告
第6. 議案第4号 由利本荘市スクールバスの住民利用に関する条例の制定について
第7. 議案第5号 由利本荘市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について
第8. 議案第6号 由利本荘市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について
第9. 議案第7号 由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案
第10. 議案第8号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
第11. 議案第9号 由利本荘市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
第12. 議案第10号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例案
第13. 議案第11号 由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例案
第14. 議案第12号 由利本荘市CATVセンター条例の一部を改正する条例案
第15. 議案第13号 由利本荘市住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例案
第16. 議案第14号 由利本荘市特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案
第17. 議案第15号 由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
第18. 議案第16号 由利本荘市集落排水施設条例の一部を改正する条例案
第19. 議案第17号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
第20. 議案第18号 由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案
第21. 議案第19号 由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例案
第22. 議案第20号 由利本荘市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案
第23. 議案第21号 由利本荘市公民館条例の一部を改正する条例案
第24. 議案第22号 由利本荘市図書館条例の一部を改正する条例案
第25. 議案第23号 由利本荘市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案
第26. 議案第24号 由利本荘市体育館条例の一部を改正する条例案
第27. 議案第25号 由利本荘市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案
第28. 議案第26号 由利本荘市幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例案
第29. 議案第27号 由利本荘市定住自立圏創造基金条例を廃止する条例案

- 第30. 議案第28号 由利本荘市畜産広場設置条例を廃止する条例案
- 第31. 議案第29号 由利本荘市緊急商工業振興基金条例を廃止する条例案
- 第32. 議案第30号 由利本荘市天鷲遊園施設条例を廃止する条例案
- 第33. 議案第31号 由利本荘市集落排水事業債償還基金条例を廃止する条例案
- 第34. 議案第33号 由利本荘市道路線の認定について
- 第35. 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第36. 議案第35号 損害賠償の額の決定について
- 第37. 議案第36号 平成24年度由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 第38. 議案第37号 平成24年度由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第39. 議案第38号 平成24年度由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第40. 議案第39号 平成24年度由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
- 第41. 議案第40号 平成24年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第42. 議案第48号 平成23年度由利本荘市一般会計補正予算（第19号）
- 第43. 議案第49号 平成23年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第44. 議案第50号 平成23年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第45. 議案第51号 平成23年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第5号）
- 第46. 議案第52号 平成23年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）
- 第47. 議案第53号 平成23年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第6号）
- 第48. 議案第54号 平成23年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 第49. 議案第55号 平成23年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 第50. 議案第56号 平成23年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
- 第51. 議案第57号 平成23年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第52. 議案第58号 平成23年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第10号）
- 第53. 議案第59号 平成23年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第8号）
- 第54. 議案第60号 平成23年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第3号）
- 第55. 議案第61号 平成23年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第56. 議案第62号 平成23年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第4号）

- 第57. 議案第63号 平成23年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第5号）
- 第58. 議案第64号 平成24年度由利本荘市一般会計予算
- 第59. 議案第65号 平成24年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第60. 議案第66号 平成24年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第61. 議案第67号 平成24年度由利本荘市診療所運営特別会計予算
- 第62. 議案第68号 平成24年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算
- 第63. 議案第69号 平成24年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第64. 議案第70号 平成24年度由利本荘市地域情報化事業特別会計予算
- 第65. 議案第71号 平成24年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第66. 議案第72号 平成24年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第67. 議案第73号 平成24年度由利本荘市下水道事業特別会計予算
- 第68. 議案第74号 平成24年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算
- 第69. 議案第75号 平成24年度由利本荘市簡易水道事業特別会計予算
- 第70. 議案第76号 平成24年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第71. 議案第77号 平成24年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第72. 議案第78号 平成24年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第73. 議案第79号 平成24年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第74. 議案第80号 平成24年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第75. 議案第81号 平成24年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第76. 議案第82号 平成22年度大町銀座通線道路改良工事（2工区）工事請負変更契約の締結について
- 第77. 議案第83号 本荘文化会館等解体工事請負契約の締結について
- 第78. 議案第84号 平成23年度由利本荘市一般会計補正予算（第20号）
- 第79. 議案第85号 平成24年度由利本荘市一般会計補正予算（第1号）
- 第80. 陳情第1号 東日本大震災で発生した岩手県のがれきの焼却禁止を求める陳情
- 第81. 陳情第2号 最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情
- 第82. 陳情第4号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出についての陳情
- 第83. 陳情第5号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書提出についての陳情
- 第84. 継続審査中の平成22年請願第5号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての請願
- 第85. 継続審査中の平成23年陳情第15号 年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書提出についての陳情
- 第86. 継続審査について
- 陳情第3号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出についての陳情
- 陳情第6号 公的年金の改悪に反対する意見書提出についての陳情

継続審査中の平成23年陳情第 8号

「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める意見書提出についての陳情

継続審査中の平成23年陳情第12号

「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書提出についての陳情

継続審査中の平成23年陳情第14号

消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての陳情

継続審査中の平成23年陳情第16号

無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める意見書提出についての陳情

第87. 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第1号

1件

第88. 議員発案第1号 東日本大震災により生じた災害廃棄物の早期受け入れを求める決議について

本日の会議に付した事件

第1から第88までは議事日程第5号のとおり

第89. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第1号から第3号まで

3件

第90. 委員会発案第1号 最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出について

第91. 委員会発案第2号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について

第92. 委員会発案第3号 年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書の提出について

出席議員（30人）

1番	渡部 功	2番	伊藤 岩 夫	3番	佐々木 隆 一
4番	作佐部 直	5番	堀川 喜久雄	6番	湊 貴 信
7番	高橋 信 雄	8番	渡部 聖 一	9番	若林 徹
10番	高橋 和 子	11番	堀 友 子	12番	佐藤 勇
13番	今野 晃 治	14番	今野 英 元	15番	渡部 専 一
16番	大関 嘉 一	17番	長沼 久 利	18番	伊藤 順 男
19番	佐藤 賢 一	20番	鈴木 和 夫	21番	井島 市太郎
22番	齋藤 作 圓	23番	佐々木 勝 二	24番	本間 明
25番	佐々木 慶 治	26番	佐藤 讓 司	27番	土田 与七郎
28番	佐藤 竹 夫	29番	村上 亨	30番	三浦 秀 雄

欠席議員（0人）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	長谷部 誠	副 市 長	藤 原 由美子
副 市 長	石 川 裕	教 育 長	佐々田 亨 三
企 業 管 理 者	藤 原 秀 一	総 務 部 長	土 田 隆 男
市 民 福 祉 部 長	猪 股 健	農 林 水 産 部 長	佐 藤 一 喜
商 工 観 光 部 長	渡 部 進	建 設 部 長	伊 藤 篤
矢 島 総 合 支 所 長	土 田 武 弥	岩 城 総 合 支 所 長	今 野 光 志
由 利 総 合 支 所 長	三 浦 貞 一	大 内 総 合 支 所 長	伊 藤 鋭 一
東 由 利 総 合 支 所 長	佐 々 木 喜 隆	西 目 総 合 支 所 長	菊 地 弘
鳥 海 総 合 支 所 長	土 田 修	教 育 次 長	佐 々 木 了 三
消 防 長	伊 藤 敬 一		

議会事務局職員出席者

局 長	石 川 隆 夫	次 長	佐 々 木 智
書 記	高 橋 知 哉	書 記	石 郷 岡 孝
書 記	鈴 木 司	書 記	今 野 信 幸

午前10時00分 開 議

○議長（渡部功君） おはようございます。

南国高知では桜の花が咲いたようでありますが、まだ寒い日が続いております。ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。このたび市長より議案訂正の申し出があり、また、本日追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

○議長（渡部功君） 日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

今定例会初日に指名いたしました9番若林徹君が、3月6日開催の本会議を欠席しておりますので、会議録署名議員に11番堀友子さんを追加指名いたします。

○議長（渡部功君） 日程第2、議案の訂正についてを議題といたします。

市長から議案の訂正理由の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

それでは、議案の訂正について御説明申し上げます。

これは、議案第7号由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案の一部訂正をお願いするものであります。

その内容についてであります。今定例会に提案しております商工観光部の事務分掌に、文化に関する事務を新たに加えるとする条例改正案につきまして、国民文化祭及び文化を活用した観光振興に関する事を商工観光部の事務分掌において明確にすることとし、原案の一部を訂正するものであります。

地域の文化は観光の一翼を担っており、自然・観光・芸術文化など、地域資源の一体的・戦略的な活用による地域振興と、国民文化祭における取り組みを強化し、本市のPRを図ることが本条例改正案の訂正の趣旨であります。

以上、議案訂正について、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 以上で議案の訂正理由の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号組織条例の一部を改正する条例案の訂正については、これを承認することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案の訂正については、これを承認することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第82号から議案第85号までの4件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。初めに、名誉市民・遠藤博士の全米発明家殿堂入りについてであります。

さきに、本市東由利法内出身で名誉市民の遠藤章博士が、アメリカの非営利団体全米発明家殿堂入りすると発表されました。

日本人が殿堂入りするのは初めてであり、表彰式は5月とのことではありますが、昨年の文化功労者顕彰に続き、先生が世界的に大きな榮譽に浴されますことを衷心よりお祝い申し上げます。

次に、本市消防職員の処分について御報告いたします。

去る2月16日に発生した、消防本部本荘消防署大内分署に勤務する消防職員の児童買春事件について、3月14日付で当該職員を免職に、また、管理監督の立場にある消防長と政策監、消防署長と直属の上司である分署長の4人を戒告処分としました。

公務員としてのモラル、良識が著しく問われ、市民の信用を失墜してしまったことは極めて遺憾であり、職員に対し、公務員としての責務を改めて深く自覚し、市政に対する信頼の早期回復に努めるよう、直接厳しく訓示したところであります。

今後は、全庁を挙げて一層の網紀肅正に取り組んでまいりますので、議員の皆様からも御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、契約案件2件、補正予算2件の計4件であります。初めに、議案第82号大町銀座通線道路改良工事（2工区）工事請負変更契約の締結についてであります。これは、当該道路改良工事につきまして、現地精査による工事内容の一部変更に伴う工事請負変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第83号本荘文化会館等解体工事請負契約の締結についてであります。これは、本荘文化会館と本荘図書館の解体に係る工事請負契約を伊藤工業株式会社岩城支店と契約締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第84号平成23年度一般会計補正予算（第20号）であります。

歳出の主な内容といたしましては、民生費ではことしの豪雪に係る災害弔慰金を追加し、衛生費では災害廃棄物処理に係る住民説明会費用を追加し、農林水産業費では国の4次補正に伴い、県営事業として施工する農業水利施設整備事業負担金及び農地区画拡大や暗渠排水整備に対する補助金を追加し、公債費では無利子の秋田県市町村振興資金の追加配分による、市債の借りかえに伴う償還金を追加しようとするものであります。

また、国の4次補正に伴う追加事業については、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

歳入については、国庫補助金及び市債を追加し、予備費において収支の調整を図り、歳入歳出それぞれ6億5,655万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ501億1,687万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第85号平成24年度一般会計補正予算（第1号）であります。

歳出の主な内容としましては、総務費では、本庁総合支所間巡回輸送委託料を追加し、民生費では、保育園給食の安全確保を図るため、食材の放射性物質検査費用を追加し、消防費では、消防庁舎建設事業に伴う実施設計費を追加し、教育費では、学校給食の安全確保のため、食材の放射性物質検査費用を追加しようとするものであります。

歳入については、市債及び繰越金を追加し、歳入歳出それぞれ6,015万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ452億5,015万6,000円にしようとするものであります。

補正予算につきましては、お手元に配付いたしております補正予算概要を御参考願います。

以上が、本日追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第82号から議案第85号までの4件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午前10時11分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第82号から議案第85号までの4件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ発言の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（渡部功君） 日程第4、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、訂正議案並びに追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午後 1時22分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（渡部功君） 日程第5、これより議案第4号から議案第31号まで、議案第33号から議案第40号まで及び議案第48号から議案第85号までの74件並びに陳情第1号から陳情第6号までの6件並びに継続審査中の平成22年請願第5号、1件並びに継続審査中の平成23年陳情第8号、第12号及び第14号から16号までの5件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。7番高橋信雄君。

【総務常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○総務常任委員長（高橋信雄君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日の追加分を含め、初日に付託されました案件を除き、条例関係7件、補正予算7件、新年度予算6件、陳情1件の計21件であります。また、これに継続審査中の陳情2件を加えました23件の審査結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第7号組織条例の一部を改正する条例案であります。これは、自然・観光・芸術文化など、地域資源の一体的・戦略的な活用による地域振興と、平成26年度に本県で開催される国民文化祭への取り組みを強化し、本市のPRを図るため、商工観光部の事務分掌に国民文化祭及び文化を活用した観光振興に関することを加えようとするものであります。

この条例の一部改正案につきましては、「国民文化祭への取り組みにおいては、市民の参加が不可欠かつ重要であり、芸術文化団体等との信頼関係の中で地域全体の連携を含めた体制を構築するに当たって、その所管を商工観光部に置くことは不自然である」との意見があり、採決の結果、否決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第8号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第9号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、現下の経済社会情勢にかんがみ、特別職等報酬審議会の答申に基づき、市長等常勤の特別職と教育長の給与月額について、平成25年3月31日までさらに1年間、減額期間を延長しようとするものであります。

次に、議案第10号税条例の一部を改正する条例案であります。これは、地方税法の改正等に伴うものであり、個人住民税及び市たばこ税の税率等を改めるため、関係条文の整備をしようとするものであります。

次に、議案第11号コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例案であります。これは、羽後交通株式会社の運行路線バス君ヶ野線など5路線の廃止等に伴い、コミュニティバス等運行事業に岩城線など新規路線を追加するとともに、割引使用料として通学定期券を発行するため、条文を整備しようとするものであります。

次に、議案第12号CATVセンター条例の一部を改正する条例案であります。これは、ケーブルテレビの加入促進を図るため、加入金の免除に関する規定等の整備をしようとするものであります。

次に、議案第27号定住自立圏創造基金条例を廃止する条例案であります。これは、当該基金が国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用しており、平成23年度末を期限としているため、廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました条例の一部を改正する条例案及び廃止する条例案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。いずれも年度末の精査による補正が主な内容となっております。

議案第48号一般会計補正予算（第19号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入1款、7款、10款、13款から18款、20款、21款、歳出1款、2款、9款、12款から14款、繰越明許費2款及び地方債の追加・変更であります。

まず、歳入であります。1款市税は、市民税及び市たばこ税などの増額、入湯税の減額が主なものであります。

7款ゴルフ場利用税交付金は、利用者の減により減額しようとするものであります。

10款地方交付税は、交付額の確定により増額しようとするものであります。

13款使用料及び手数料は、文化交流館施設使用料の増額が主なものであります。

14款国庫支出金は、緊急消防援助隊活動費負担金を追加しようとするものであります。

15款県支出金は、生活バス路線等維持費補助金の減額、県民税徴税費委託金の増額が主なものであります。

16款財産収入は、土地売払収入、除雪ドーザ等の物品売払収入及び財政調整基金などの基金運用収入の増額が主なものであります。

17款寄附金は、ふるさとさくら基金費寄附金を増額しようとするものであります。

18款繰入金は、地域雇用創出推進基金繰入金の減額、定住自立圏創造基金繰入金の増額が主なものであります。

20款諸収入は、市税等に係る延滞金及びサマージャンボ宝くじ市町村交付金の増額が主なものであります。

21款市債は、合併市町振興基金積立事業債、地域づくり推進事業債及び民間資金借換債の追加が主なものであります。

歳出では、1款議会費は、反訳業務委託料などの減額が主なものであります。

2款総務費は、電子計算費、支所及び出張所費、賦課費などの減額、地域雇用創出推進基金、合併市町振興基金などの積立金の増額が主なものであります。

9款消防費は、防災行政無線管理費、東北地方太平洋沖地震対策費などの減額が主なものであります。

12款公債費は、無利子の秋田県市町村振興資金への借りかえのための償還や繰り上げ償還に係る費用として、長期債償還元金を増額しようとするものであります。

13款諸支出金は、市土地開発公社償還金の一部繰り上げ償還のための費用の追加、また、県町村土地開発公社の解散に伴い、償還残金全額を繰り上げ償還するための費用を追加しようとするものであります。

14款予備費は、財源調整により増額しようとするものであります。

また、繰越明許費の補正であります。これは、不測の事態等により年度内の完成が見込めない事業について繰越明許費を設定しようとするものであり、繰り越しする事業は地域情報化推進事業など3事業であります。

最後に、地方債補正であります。民間資金借換債のほか、合併市町振興基金積立事業など10事業を追加、庁舎耐震改修事業など14事業で起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第53号情報センター特別会計補正予算（第6号）であります。まず歳入は、一般会計繰入金、有料・衛星放送視聴料、S T B 売り払い代の減額、ケーブルテレビ引き込み線更新負担金及び使用料、インターネット新規加入負担金及び使用料、前年度繰越金、保険収入の増額が主なものであります。

また、歳出は、保守・調整委託料、有料・衛星放送視聴料及びS T B 購入費を減額し、伝送路修繕料、消費税納付額及び予備費を増額するものが主なものであります。

これにより、歳入歳出に277万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ3億8,536万円にしようとするものであります。

次に、議案第54号地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入の主なものは、Y B ネット使用料及び光ファイバ貸付収入の減額、前年度繰越金の増額であります。

また、歳出は、Y B ネット運営費の減額、予備費の増額であります。

これにより、歳入歳出に112万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1億3,712万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第60号小友財産区特別会計補正予算（第3号）であります。歳入では、間伐事業費の確定による造林補助金の減額、基金繰入金の減額、基金運用収入、前年度

繰越金の増額であり、歳出では、管理費及び維持費の減額、基金積立金の増額であります。

これにより、歳入歳出を116万3,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ711万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第61号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第2号）であります。歳入では、基金繰入金の減額、基金運用収入及び前年度繰越金の増額であり、歳出では、一般会計繰出金の減額、基金積立金の増額であります。

これにより、歳入歳出を5万7,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ385万8,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算の当常任委員会付託分及び各特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算であります。

議案第64号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入1款から10款及び12款から21款、歳出1款、2款、9款、12款から14款、継続費2款及び地方債であります。

新年度予算は、公債費負担適正化計画を遵守しながら、総合発展計画や定住自立圏構想の予定事業、市の均衡ある発展と地域経済の活性化、防災対策の充実や住民の安全・安心の確保に向けた施策に重点を置いた予算編成となっているものであり、歳入の主なもの及び人件費等経常的な経費を除く事務事業の主な内容について御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、議員各位に配付済みの予算案の概要及び各所管課から提出されました資料を御参照いただきたいと思います。

まず、歳入について御報告申し上げます。

自主財源の根幹をなす1款市税では、法人市民税、固定資産税等が減額となっておりますが、年少扶養控除等の見直しに伴う個人市民税の増額などにより、市税全体で1.5%増の76億3,180万円余りであり、歳入総額に占める割合は16.9%となっております。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金は、地方特例交付金、自動車取得税交付金、自動車重量譲与税などの減額により、総額で9.7%の減となっております。

10款地方交付税は、基本的に地方財政対策方針に沿って積算されたもので、平成22年国勢調査人口の減による要素や臨時財政対策債振替額の見直しを加味した結果、約7億8,900万円、4.1%増の200億8,206万3,000円を見込んだものであります。

なお、地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質交付税は0.2%の減と見込んだものであります。

12款分担金及び負担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業者分担金及び本荘東由利土地改良区総代選挙費などの負担金であります。

13款使用料及び手数料は、庁舎及び土地建物使用料、コミュニティバス等使用料、文化交流館施設使用料及び市税督促・市税等証明手数料収入などであり、

14款国庫支出金は、鳥海ダムに係る生活再建対策事務委託金などであり、

15款県支出金は、地籍調査事業費、生活バス路線等維持費、移動通信用鉄塔施設整備事業費等の補助金及び県市町村少子化対策包括交付金のほか、県民税徴税費、県知事選

挙費、各種統計調査費等の委託金などであります。

16款財産収入は、土地建物貸付収入、移動通信用伝送路貸付収入、合併市町振興基金等各種基金の運用収入、土地及び物品売払収入などあります。

17款寄附金は、一般寄附金、ふるさとさくら基金費寄附金及び災害対策費寄附金の存置項目であります。

18款繰入金は、財政調整基金、ふるさとさくら基金、地域雇用創出推進基金及び住民生活に光をそそぐ交付金基金からの繰入金のほか、各財産区からの繰入金であります。

19款繰越金は、前年度と同額の4億円が見込まれております。

20款諸収入は、市税等に係る延滞金、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金及び文化交流館公演等入場料収入などあります。

21款市債は、由利高原鉄道運営支援事業債、庁舎耐震改修事業債、行政センター耐震改修事業債などのほか、普通交付税の振替財源である臨時財政対策債は、振替額算定方式が変更となるため、前年度比36%減の15億円を見込んだものであります。

次に、歳出について御報告申し上げます。

1款議会費は、議員報酬、議員共済費、会議録作成、議会報発行及び会議録検索システム等に係る予算計上であります。

2款総務費は、職員の研修や福利厚生費、広域市町村圏組合運営費等の分担金、広報発行や広聴事業費、基幹系及び内部情報系業務システム管理費、耐震補強工事など庁舎等の整備費及び管理費、情報センター特別会計等への繰出金、移動通信用鉄塔施設整備事業費、国療跡地利活用事業費、地域振興費、生活バス路線等維持などの交通環境整備費、由利高原鉄道運営事業費補助金などの鳥海山ろく線運営促進事業費、地籍調査費、文化交流館自主事業などの文化交流館管理運営費、賦課徴収費、県知事選挙などの選挙費、就業構造基本調査費等の統計調査費及び監査委員費などあります。

9款消防費は、水防費及び防災行政無線の管理費などの災害対策費であります。

12款公債費は、長期債の元金及び利子の定時償還金並びに一時借入金利子であります。

13款諸支出金は、土地開発公社に委託し先行取得した土地購入費に係る市公社への償還金が主なものであります。

14款予備費は、前年度と同額の5,000万円であります。

なお、2款総務費1項総務管理費、本庁舎耐震改修事業については、年割額を平成24年度3億6,605万8,000円、平成25年度8,095万9,000円とし、総額4億4,701万7,000円の継続費として設定しようとするものであります。

最後に、地方債であります。臨時財政対策債のほか、庁舎耐震改修事業など26事業において起債限度額等を設定しようとするものであります。これにより、平成24年度末決算時における市債残高見込みは726億円程度となる一方、財政調整基金などの基金残高は63億円程度になると見込まれております。

次に、特別会計予算であります。

議案第69号情報センター特別会計予算であります。歳入は、新規加入をケーブルテレビ及びインターネット、それぞれ200件と見込み、ケーブルテレビ及びインターネットの使用料、一般会計繰入金及び衛星放送視聴料などの雑入が主なものであります。

また、歳出は、総務費では、施設の維持管理費、番組制作費などであり、電気通信経

営費ではインターネット上位回線使用料、公債費では長期債の元利償還金を計上するほか、消費税及び予備費を措置するもので、これによる歳入歳出予算総額をそれぞれ3億6,410万8,000円とするものであります。

次に、議案第70号地域情報化事業特別会計予算であります。歳入では、加入総数を879件と見込み、Y B ネット使用料、引き込み工事手数料などの事業収入やN T T への光ファイバ貸付収入などの財産収入、主に起債償還金に充当される一般会計繰入金などが主なものであります。

また、歳出の主なものは、伝送路支障移転費やインターネット通信、データ通信の回線使用料、設備保守委託料及び電柱の共架料などのY B ネット運営費のほか、起債に係る元利償還金、予備費を措置するもので、これによる歳入歳出予算総額をそれぞれ1億2,500万円とするものであります。

次に、議案第77号小友財産区特別会計予算では、歳入は、基金からの繰入金が主なものであり、また、歳出は、財産区管理会委員報酬などの管理会運営費、山林の維持管理費及び各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主なものであり、これによる歳入歳出予算総額をそれぞれ169万2,000円とするものであります。

次に、議案第78号北内越財産区特別会計予算では、歳入は、基金からの繰入金が主なものであり、歳出は、山林の維持費及び団体補助を目的とする一般会計への繰出金が主なものであり、これによる歳入歳出予算総額をそれぞれ1万6,000円とするものであります。

次に、議案第79号松ヶ崎財産区特別会計予算では、歳入は、土地貸付収入及び基金からの繰入金が主なものであり、また、歳出では、財産の維持管理に要する経費のほか、各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主なものであり、これによる歳入歳出予算総額をそれぞれ77万6,000円とするものであります。

以上、御報告申し上げました新年度一般会計予算の当常任委員会付託分及び各特別会計予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加されました案件であります。

最初に、議案第84号平成23年度一般会計補正予算（第20号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入21款、歳出12款、14款及び地方債の変更であります。

まず、歳入であります。これは21款市債で、民間資金借換債を増額しようとするものであります。

歳出では、12款公債費で、無利子の秋田県市町村振興資金への借りかえのための償還に係る費用として長期債償還元金を増額しようとするものであります。

14款予備費は、財源調整により減額しようとするものであります。

また、地方債補正につきましては、民間資金借換債の起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第85号平成24年度一般会計補正予算（第1号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款、歳出2款及び地方債の変更であります。

まず、歳入であります。これは19款繰越金について、歳出に係る一般財源分として

増額しようとするものであります。

歳出では、2款総務費で、本庁舎と総合支所間の巡回輸送業務を委託しようとするものであります。

また、地方債補正につきましては、消防庁舎建設事業について起債限度額を変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の一般会計補正予算の当常任委員会付託分につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情についてであります。

最初に、陳情第4号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出についての陳情であります。これは、国の出先機関を原則廃止するアクション・プランや独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針を見直し、国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実を図ることについての意見書提出を求める陳情であります。

この陳情につきましては、地域主権改革を推し進めるべきとの意見があり、慎重に審査した結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の平成23年陳情第8号「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める意見書提出についての陳情、並びに平成23年陳情第12号「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書提出についての陳情についてであります。この2件の陳情につきましては、なお審査の要ありとし、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番鈴木和夫君。

【教育民生常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

○教育民生常任委員長（鈴木和夫君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出されました案件を含め、条例関係12件、平成23年度の補正予算8件、新年度予算7件、平成24年度の補正予算1件、契約の締結1件、その他1件、陳情4件の計34件であります。

なお、これに継続審査中の請願1件と陳情3件を加えました38件の審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

最初に、条例関係について御報告申し上げます。

初めに、議案第4号スクールバスの住民利用に関する条例の制定についてであります。これは、交通機関の運行がない、または著しく少ない区域におけるスクールバスの住民利用について、スクールバスを有償で運行するため新たに条例を制定しようとするものであります。

なお、スクールバスを有償で運行する路線は、大内地域の軽井沢線であります。

次に、議案第5号墓地等の経営の許可等に関する条例の制定についてであります。これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整

備に関する法律の施行による墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地等の経営の許可等に関する事務が県より移譲されたことから、墓地等の経営の許可等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の条例制定につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第13号住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、空き家等の管理不良を防止することにより、市民生活の安全・安心を確保するため、代執行について新たに規定するなど、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号火災予防条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、危険物の規制に関する政令の一部改正により、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されることに伴い、附則を改正するものであり、7月1日から施行するものであります。

次に、議案第19号市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、北内越小学校を新山小学校に統合するとともに、鳥海地域の直根小学校、川内小学校及び笹子小学校の3校を統合し、新たな学校名及び位置を規定するため別表を改正するものであり、平成25年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第20号学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、新たに鳥海学校給食センターを設置するため条例の一部を改正するものであり、平成25年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第21号公民館条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営審議会委員の委嘱の基準について規定するため、関係条文を整備するものであります。

次に、議案第22号図書館条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の任命の基準について規定するため関係条文を整備するものであります。

次に、議案第23号勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、本荘勤労青少年ホームが廃止されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号体育館条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、本荘勤労青少年ホームが廃止されることに伴い、体育室をコミュニティ体育館として新たに追加するとともに、使用料を規定するため別表を改正するものであります。

次に、議案第25号市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案及び議案第26号幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、保育料及び預かり保育料の額や徴収期日、減免等について改めるとともに、議案第26号においては預かり保育料の滞納に関する措置を規定するため、各条例の関係条文を整備するものであります。

以上、御報告申し上げました10件の条例の一部改正につきましては、いずれも提案の

趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第36号平成24年度介護サービス事業特別会計への繰入れについてであります。これは、平成24年度一般会計から2,000万円以内を介護サービス事業特別会計へ繰り入れるに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第48号一般会計補正予算（第19号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款から16款、18款、20款、21款と歳出2款から5款、7款、9款から11款、継続費10款、繰越明許費10款、11款についてであります。

今回の補正は、歳入歳出ともに全般にわたり事業費確定、または精算見込みによる補正であります。人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。12款分担金及び負担金では、精算見込みによる老人保護入所者負担金及び保育所入所者負担金滞納繰越分の減額が主なものであります。

13款使用料及び手数料では、精算見込みによる各清掃センター焼却場使用料の増額、プール等使用料及び食の自立支援手数料の減額が主なものであります。

14款国庫支出金では、精算見込みによる公立学校施設整備費補助金及び学校施設環境改善交付金の増額、子ども手当負担金及び安全・安心な学校づくり交付金の減額が主なものであります。

15款県支出金では、精算見込みによる保険基盤安定制度負担金及び障がい者自立支援給付費負担金の増額、保育所運営費負担金及びすこやか子育て支援事業費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入では、精算見込みによる鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入の増額が主なものであります。

18款繰入金では、奨学資金特別会計繰入金の増額が主なものであります。

20款諸収入では、精算見込みによる全国高校総体由利本荘市実行委員会費の増額、地域支援事業受託収入及びスポーツ振興くじ助成金の減額が主なものであります。

21款市債では、福祉医療拡大事業債及び緊急通報体制整備事業債の増額、岩城・松ヶ崎地域統合小学校整備事業債及び鳥海地域統合小学校整備事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費では、1項総務管理費において、精算見込みによる防犯対策費の減額が主なものであり、3項戸籍住民基本台帳費においては、精算見込みによる事務機器リース料の減額が主なものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、精算見込みによる障がい者自立支援費の増額、老人保護措置事業費、食の自立支援事業費及び国民健康保険特別会計への繰出金の減額が主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、精算見込みによる軽度障がい児保育事業費補助金の増額、民間保育所運営費委託料、児童扶養手当給付費及び子ども手当給付費の減額が主なものであります。

また、3項生活保護費においては、精算見込みによる生活保護事務費の減額であります。

4 款衛生費では、1 項保健衛生費において、精算見込みによる各種検診及び予防接種にかかわる委託料並びに診療所運営特別会計への繰出金の減額が主なものであります。

また、2 項清掃費においては、精算見込みによる有料指定ごみ袋作製管理委託料、本荘清掃センター管理費及び最終処分場管理費の減額が主なものであります。

5 款労働費では、1 項 2 目労働施設費において、本荘勤労青少年ホームの閉鎖による施設管理委託料の減額が主なものであります。

7 款商工費では、1 項 4 目消費者行政費において、東日本大震災により東北都市消費者行政協議会が中止になったことから、旅費及び負担金を減額するものであります。

9 款消防費では、1 項消防費において、消防団員の出動手当の増額、事業費確定による小型動力ポンプつき積載車等にかかわる備品購入費の減額が主なものであります。

10 款教育費では、1 項教育総務費において、精算見込みによる遠距離通学者への定期券購入に要する経費の減額が主なものであります。

また、2 項小学校費においては、精算見込みによる各小学校の燃料費の増額、事業費精査による鳥海地域統合小学校建設事業に係る工事請負費及び岩城・松ヶ崎地域統合小学校建設事業に係る公有財産購入費の減額が主なものであります。

また、3 項中学校費においては、精算見込みによる各中学校の燃料費の増額、生徒派遣費補助金の減額が主なものであります。

また、4 項幼稚園費においては、精算見込みによる幼稚園就園助成事業費の減額が主なものであります。

また、5 項社会教育費においては、事業費精査による有鄰館・善隣館耐震改修工事に係る社会教育施設整備事業費及び文化財調査事業費の減額が主なものであります。

また、6 項保健体育費においては、事業費精査による水林球場改修工事に係る水林総合運動公園整備費及び精算見込みによる遊泳館の光熱水費の減額が主なものであります。

次に、継続費についてであります。これは、10 款教育費 2 項小学校費の鳥海地域統合小学校建設事業において、平成 23 年度の年割額 4 億 221 万 8,000 円を 4,961 万 7,000 円に、平成 24 年度の年割額 5 億 6,668 万 8,000 円を 7 億 6,267 万 5,000 円に、総額 9 億 6,890 万 6,000 円を 8 億 1,229 万 2,000 円に、それぞれ変更しようとするものであります。

次に、繰越明許費についてであります。10 款では、岩城・松ヶ崎地域統合小学校建設事業及び鳥海地域統合小学校建設事業、11 款では、岩城中学校災害復旧事業について、事業の年度内完成が困難であることから、翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

次に、議案第 49 号国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。歳入においては、収納見込みによる国民健康保険税及び前年度繰越金の増額、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金の減額が主なものであり、歳出では、精算見込みによる財政調整基金積立金及び予備費の増額、額確定による特定健康診査委託料の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ 5 億 1,427 万 9,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を 103 億 7,325 万 9,000 円にしようとするものであります。

次に、議案第 50 号後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入においては、保険料の賦課額確定による特別徴収保険料の減額、普通徴収保険料及び保険基盤安定繰入金の増額が主なものであり、歳出では、精算見込みによる後期高齢

者医療広域連合納付金の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ531万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を7億862万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第51号診療所運営特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入においては、精算見込みによる診療収入の増額、一般会計繰入金の減額が主なものであり、歳出では、精算見込みによる医薬材料費及び診療業務委託料の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,441万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4億7,738万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第52号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、前年度繰越金の増額が主なものであり、歳出では、精算見込みによる医薬材料費及び基金積立金の増額であり、歳入歳出それぞれ370万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1,386万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第55号奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、前年度繰越金の増額が主なものであり、歳出では、奨学資金基金積立金及び一般会計への繰出金の増額、貸付金の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ125万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7,565万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第56号介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）についてであります。歳入においては、前年度繰越金の増額が主なものであり、歳出では、精算見込みによる各施設の運営費の減額、歳入歳出額の調整による予備費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ8,408万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億4,345万3,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第64号一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入11款から18款、20款、21款と歳出2款から5款、7款、9款、10款、継続費10款、債務負担行為についてであります。その主なものについて御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。11款は交通安全対策特別交付金であります。

12款分担金及び負担金では、老人保護入所者負担金、保育所入所者負担金及び児童クラブ等保護者負担金が主なものであります。

13款使用料及び手数料では、焼却場使用料、幼稚園保育料、プール等使用料、戸籍手数料、食の自立支援手数料及び指定収集袋によるごみ処理手数料が主なものであります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金、子ども手当負担金、生活保護費負担金、地域生活支援事業費補助金、次世代育成支援対策交付金、消防施設整備費補助金、公立学校施設整備費補助金及び国民年金事務取扱費委託金が主なものであります。

15款県支出金では、保険基盤安定制度負担金、障がい者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、福祉医療費補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金が主なものであります。

16款財産収入では、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入が主なものであります。

17款寄附金は、「レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」寄付金であります。

18款繰入金では、医師確保奨学資金貸付基金繰入金が主なものであります。

20款諸収入では、地域支援事業受託収入、居宅介護予防サービス計画費収入及びスポーツ振興くじ助成金が主なものであります。

21款市債では、消防施設整備事業債、消防庁舎建設事業債、岩城・松ヶ崎地域統合小学校整備事業債、鳥海地域統合小学校整備事業債及び運動公園整備事業債が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費では、交通安全対策、防犯対策、市民相談及び戸籍住民基本台帳に係る経費が主なものであります。

3款民生費では、養護老人ホーム及び保育所入所措置に係る経費、福祉医療支給事業費、介護保険費、国民健康保険費、後期高齢者医療費、障がい者自立支援費、子ども手当給付費、各保育園運営費及び生活保護に係る経費が主なものであります。

4款衛生費では、各種検診や予防接種に係る経費、由利組合総合病院運営費補助金、医師確保奨学資金貸付事業費、塵芥収集費、ごみ処理施設に係る経費及びし尿処理施設に係る分担金が主なものであり、新たにHPV検査助成に係る経費、新山野墓園の拡張に係る経費及び本荘清掃センターの基幹改良に係る経費も計上されております。

5款労働費では、矢島勤労青少年ホームの管理費が計上されております。

7款商工費では、消費者保護対策事業に係る経費が計上されております。

9款消防費では、常備消防の管理費、消防団活動に係る経費のほか、災害対応特殊水槽つき消防ポンプ自動車等の購入費及び耐震性貯水槽の整備に係る経費が主なものであります。

10款教育費では、幼稚園、小中学校及び各教育・体育施設の管理に係る経費、鳥海地域統合小学校や岩城・松ヶ崎地域統合小学校の建設に係る経費、文化会館・本荘図書館の解体に係る経費及び水林球場の改修などに係る経費が主なものであり、新たに西目小学校のプール建設に係る経費及び南内越体育館や岩谷体育館の耐震改修に係る経費も計上されております。

次に、継続費についてであります。これは、10款教育費2項小学校費の岩城・松ヶ崎地域統合小学校建設事業において、年割額を平成24年度6億9,711万8,000円、平成25年度10億4,567万7,000円とし、総額17億4,279万5,000円の継続費を設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為についてであります。これは、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償について、平成24年度から平成31年度まで、利子補給については償還利子5%以内の利子補給額を、損失補償については金融機関が融資した額の10%に相当する額を、それぞれ限度額として設定するものであります。

次に、議案第65号国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入においては、国民健康保険税のほか国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び繰入金が主なものであり、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金及び共同事業拠出金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を97億5,669万7,000円とするものであります。

次に、議案第66号後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入においては、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金が主なものであり、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を7億7,895万円とするものであります。

次に、議案第67号診療所運営特別会計予算についてであります。歳入においては、診療収入及び一般会計繰入金が主なものであり、歳出では、各診療所の運営費が主なものであり、歳入歳出予算の総額を4億5,843万7,000円とするものであります。

次に、議案第68号受託施設休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳入においては、休日診療収入及び休日診療所受託事業収入が主なものであり、歳出では、休日診療所運営費が主なものであり、歳入歳出予算の総額を1,009万1,000円とするものであります。

次に、議案第71号奨学資金特別会計予算についてであります。歳入においては、貸付金元金収入及び繰越金が主なものであり、歳出では、既存貸付決定分及び新規分を含めた129名分の貸付金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を7,091万3,000円とするものであります。

次に、議案第72号介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入においては、サービス収入、繰入金及び市債が主なものであり、歳出では、鳥寿苑、東光苑及び悠楽館における介護サービス事業に係る経費、鳥寿苑の大規模改修工事に係る鳥寿苑施設整備事業費、鳥寿苑、東光苑及び白百合苑に係る償還金元金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を9億717万5,000円とするものであります。

また、地方債については、介護サービス施設整備事業における地方債の限度額などを設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

初めに、議案第83号本荘文化会館等解体工事請負契約の締結についてであります。これは、本荘文化会館と本荘図書館の解体工事について、条件つき一般競争入札の結果、伊藤工業株式会社岩城支店と1億6,054万5,000円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第84号平成23年度一般会計補正予算（第20号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出3款、4款についてであります。

初めに、歳出3款民生費では、4項災害救助費において、今冬の豪雪により除雪作業中に亡くなられたお二人に対し支給する災害弔慰金の追加であります。

4款衛生費では、2項清掃費において、災害廃棄物燃焼試験の実施に係る住民等説明会に要する経費の追加であります。

次に、議案第85号平成24年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入21款と歳出3款、9款、10款についてであります。

初めに、歳入についてであります。21款市債は、消防庁舎の実施設計業務委託に係

る消防庁舎建設事業債の追加であります。

次に、歳出についてであります。3款民生費では、2項児童福祉費において、公立保育園の給食用食材放射性物質検査に係る経費の追加であります。

9款消防費では、1項消防費において、消防庁舎建設に係る実施設計業務委託料の追加であります。

10款教育費では、6項保健体育費において、小中学校の給食用食材放射性物質検査に係る経費の追加であります。

以上、御報告申し上げました2件の一般会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情及び継続審査中の請願・陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情第1号東日本大震災で発生した岩手県のがれきの焼却禁止を求める陳情についてであります。これは、東日本大震災で発生した岩手県の放射能汚染瓦れきの焼却禁止を求める陳情であります。採択すべきとの意見や継続審査とすべきとの意見もありましたが、被災地の一日も早い復興のためには、安全性を確保した上で可能な限り支援すべきではとの意見もあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第3号子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、子ども・子育て新システムによる保育制度改革ではなく、現行保育制度の堅持・拡充を求めることについて、国に対して意見書の提出を求める陳情であります。子ども・子育て新システムについては不明な点が多く、もう少し理解を深める必要があることから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第5号「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、精神保健医療を総合的に改革するため、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求めることについて、国に対して意見書の提出を求める陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第6号公的年金の改悪に反対する意見書提出についての陳情についてであります。これは、公的年金の特例水準を解消し、2.5%削減は行わないことを求めることについて、国に対して意見書の提出を求める陳情であります。年金制度については不明な点が多いことから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成22年請願第5号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての請願につきましては、趣旨については十分に理解できるものの、もとの老人保健制度に戻すことは、現実的に難しいのではとの意見もあり、採決の結果、全会一致で趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成23年陳情第14号消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての陳情につきましては、消費税増税議論の動向をさらに見きわめる必要があることから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成23年陳情第15号年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書提出についての陳情につきましては、社会保障の充実に資することから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成23年陳情第16号無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3,000円の支給を求める意見書提出についての陳情につきましては、財源等についてさらに考慮する必要があることから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で、審査の報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【産業経済常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○産業経済常任委員長（大関嘉一君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加提出されました案件を含め、条例関係4件、補正予算2件、新年度予算2件、その他2件、陳情1件の計11件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第14号特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案であります。これは、肉用素牛購入のための資金貸付事業に充てる特別導入事業が、国の三位一体改革により国庫補助負担金廃止の対象となったことに伴い、基金原資に含まれる国庫金を返還し、当該基金の額を減ずるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、国庫金の返還は今年度で終了するものであり、基金の額を9,728万円とするものであります。

次に、議案第28号畜産広場設置条例を廃止する条例案であります。これは、市の公の施設の見直し計画に沿って行うものであり、平成17年6月以降利用が少ない東由利地域蔵地区にある当該施設の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第29号緊急商工業振興基金条例を廃止する条例案であります。

この基金は、平成21年に国の経済対策による交付金を財源として、職業訓練など商工振興事業のために造成されたものであります。現在、就職支援等商工振興事業は、農林水産事業など幅広い分野でも活用できる地域雇用創出推進基金において実施していることから、当該基金を廃止するため条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第30号天鷲遊園施設条例を廃止する条例案であります。

岩城地域亀田地区にあるこの施設については、老朽化により利用者が著しく減少し、平成21年から休園しているものであります。この間、地域協議会から施設の老朽化や景観についての心配や地域で憩える場所としての整備要望もあったことなどから、国の交付金を活用しながら順次遊具の解体や施設の取り壊しを行ってきたものであり、今年度において残っていた施設等の取り壊しが終了したことに伴い、条例を廃止しようとするものであります。

なお、今後の活用についてであります。旧藩祭で使用する倉庫やあずまやなどを含

め、地元関係者での検討委員会等の設立に向け検討しているとの説明を受けております。

以上、これらの条例の一部改正案・廃止案の計4件につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第34号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、本荘地域赤田地区にある東光館を初めとする五峰苑内の施設について、指定管理者選定委員会の審議を経て、指定管理者を地縁団体赤田町内会の代表者、指定期間を平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4カ年指定しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第40号スキー場運営特別会計への繰入れについてであります。これは、新年度予算において一般会計から特別会計への繰り入れを行うに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。この特別会計には事業推進のため、1億6,000万円以内を繰り入れしようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第48号一般会計補正予算（第19号）であります。

本補正予算は、事業費の確定・精査や実績見込みが中心であります。当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、県営担い手育成基盤整備事業費負担金及び農林水産施設災害復旧事業費分担金の減額であります。

13款使用料及び手数料につきましては、各農業施設及び観光施設等の使用料の増減額が主なものであります。

15款県支出金につきましては、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の減額、農業夢プラン応援事業費補助金や森林整備地域活動支援交付金など農林水産業費補助金の減額、農地農業用施設災害復旧費補助金の増額が主なものであります。

16款財産収入につきましては、牛肉の価格低迷に関連する家畜売払収入の減額が主なものであります。

18款繰入金につきましては、国庫金償還額確定に伴う特別導入事業基金繰入金の減額であります。

20款諸収入につきましては、森林農地整備センター造林受託事業収入の減額のほか、市の公有林伐採補償費、ふれあい農場に係る原子力発電所事故に伴う補償金など農林水産業雑入の増減額が主なものであります。

21款市債につきましては、県営農地防災負担金事業債の増額、農地農業用施設及び林道に係る災害復旧事業債の増減額が主なものであります。

続いて、歳出であります。

5款労働費につきましては、就業資格取得支援助成金の減額であります。

6款農林水産業費1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、農地管理台帳システム保守委託料の減額が主なものであります。

3目農業振興費では、戸別所得補償体制整備支援事業費補助金、営農維持緊急支援資金利子補給補助金及び農業6次産業化支援事業費補助金の減額が主なものであります。

4目農業施設費では、農村交流施設等管理費の増減額のほか、第三セクター天鷲ワ

インへの貸付金の減額であります。

5目畜産業費では、農業夢プラン応援事業費補助金の減額が主なものであります。

6目畜産業施設費では、放牧場や畜産センター等の運営費の増減額が主なものであります。

7目農地費では、県営かんがい排水事業費負担金や県営ため池等整備事業負担金など県営土地改良事業費の増減額、農業用施設災害復旧費補助金の減額が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、森林整備地域活動支援交付金及び治山事業費の減額が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、沿岸漁業構造改善アワビ放流事業費補助金の減額が主なものであります。

7款商工費1項商工費につきましては、2目商工振興費では、中小企業融資斡旋資金利子補給金、東北地方太平洋沖地震復旧支援資金利子補給金など中小企業斡旋資金事業費の増減額、建設業新事業展開支援補助金の減額が主なものであります。

3目工業振興費では、新規雇用奨励助成金及び企業誘致促進事業費の減額が主なものであります。

5目観光費では、ふるさと・緊急雇用対策事業委託料の減額が主なものであります。

6目観光施設費では、指定管理施設における燃料の高騰による指定管理料の増額を含む、各観光施設の管理・運営費の増減額が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、林道及び農地農業用施設の災害復旧事業費の減額であります。

次に、繰越明許費であります。6款では県営ため池等整備事業及び県営かんがい排水事業、11款では13路線18カ所に係る林道災害復旧事業において、年度内に完了することが困難なものについて、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

次に、債務負担行為であります。これは、平成23年5月臨時会において設定した東北地方太平洋沖地震復旧支援資金利子補給について、融資件数・融資総額が確定したことに伴い、期間を変更せず、限度額を3,000万円から3,116万7,000円に変更するものであります。

以上、御報告申し上げました本補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、新年度予算2件であります。

初めに、議案第64号一般会計予算であります。

当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款、13款、15款、16款、18款、20款、21款、歳出では5款から7款、11款、13款、また、債務負担行為であります。その主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、道の駅岩城の各施設の電力使用に係る負担金が主なものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、放牧場使用料、活魚センター使用料など農林水産業使用料、各観光施設の使用料、また、堆肥運搬に係る手数料が主なものであります。

す。

15款県支出金につきましては、21事業で90人の雇用を予定する緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金のほか、農林水産部門の各事業に対する補助金・委託金が主なものであります。

16款財産収入につきましては、土地建物貸付収入などの運用収入や市の公有林間伐材等売払収入、家畜売払収入、風力発電売電収入など生産物売払収入が主なものであります。

18款繰入金につきましては、本荘石脇コミュニティセンター等基金繰入金であります。

20款諸収入につきましては、労働金庫預託金、漁業協同組合貸付金及び第三セクターへの貸付金に係る回収金のほか、農林水産業・商工業部門に係る雑入が主なものであります。

21款市債につきましては、漁港整備に係る水産業債や公共施設等災害復旧事業債が主なものであります。

次に、歳出であります。主要事業を中心に御報告申し上げます。

5款労働費につきましては、シルバー人材センター運営事業費補助金、就業資格取得支援助成金、新規雇用奨励助成金、労働金庫預託金、職業訓練センター管理費が主なものであります。

6款農林水産業費1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、委員報酬等や農業者年金業務受託事業費が主なものであります。

3目農業振興費では、農業夢プラン実現事業費補助金、政策転換対応型農業支援事業費補助金、えだまめ日本一産地条件整備事業費補助金、ペレット堆肥保管施設整備事業費補助金、中山間地域等直接支払事業費補助金及び集落支援員設置事業費が主なものであります。

4目農業施設費では、各農村交流施設や農産加工施設等に係る管理費が主なものであります。

5目畜産業費では、農業夢プラン実現事業費補助金、由利牛生産体制整備事業費が主なものであります。この由利牛生産体制整備事業につきましては、秋田由利牛ブランド確立事業・増頭5カ年計画案のもと、畜産農家増頭対策として畜産振興基金の積み増し、同基金の制度拡充を行うほか、自給飼料確保緊急対策事業、秋田由利牛流通販売促進事業、秋田由利牛消費アップ対策事業を計画するものであり、これらの事業等により生産頭数を200頭以上、畜産農家の所得向上と安定経営、また、秋田由利牛による産業の振興を目指すものであります。

なお、審査の過程において、委員より、新しい畜産振興基金については、畜産農家が借りやすく、かつ、償還しやすい制度を求める要望がありましたことを申し添えます。

6目畜産業施設費では、放牧場、畜産センター等に係る運営費が主なものであります。

7目農地費では、土地改良に関連する事業費のほか、農地・水農村環境保全向上活動支援事業費が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、民有林及び市の公有林整備・維持管理事業費のほか、木質パウダー利活用調査事業費が主なものであります。この木質パウダー利活用調査事業につきましては、木質パウダーボイラーの導入を検討するものであり、市の比較的小

規模な温泉施設などへの設置の可能性や設備の経費・効果などを調査するものであります。

6款3項水産業費につきましては、漁港の防波堤の新設・改良に係る整備・維持管理事業費が主なものであります。

7款商工費1項商工費につきましては、2目商工振興費では、商工会補助金のほか、東北地方太平洋沖地震復旧支援資金利子補給金など中小企業融資斡旋資金事業費、建設業新事業展開支援補助金が主なものであります。

3目工業振興費では、地域企業国際化人材育成事業費や産学共同研究開発助成事業補助金が主なものであります。

5目観光費では、ラジオを活用した由利本荘魅力発信事業費、地域力創造アドバイザー事業費のほか、観光誘客促進事業費が主なものであります。この観光誘客促進事業につきましては、JRが実施する秋田デスティネーションキャンペーンによる全県一丸となった観光PR、また、観光大使を活用して首都圏・仙台圏を中心に観光PRを実施するほか、韓国・台湾からの誘客を図るため、訪日観光客への助成の実施などが主なものであります。

6目観光施設費では、温泉施設を初めとする各観光施設の維持管理費のほか、ことし全面開放となる林道部分にシャトルバスを運行し、観光誘客を図る桑ノ木台湿原魅力アップ事業費、ガスを採取し温泉施設の電気等に利活用するための猿倉温泉3号井ガス生産施設建設事業費が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、万一の被災に備えた農林水産業施設災害復旧費や花立グランド法面修繕事業費であります。

13款諸支出金につきましては、水源涵養と森林環境保全のための立木購入に要する経費であります。

次に、債務負担行為であります。これは、認定農業者などが農業経営改善を図るための農業経営基盤強化資金利子助成補助金について、期間を平成24年度から29年度までの6カ年、限度額を25万2,000円として設定するものであります。

次に、議案第76号スキー場運営特別会計予算であります。

歳出につきましては、矢島及び鳥海オコジョランドスキー場の維持管理費のほか、償還金が主なもので、これらの財源として両スキー場の事業収入と一般会計繰入金などを充てるものであり、歳入歳出予算の総額を1億6,712万8,000円とするものであります。

以上、これらの新年度予算につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、本日追加提出されました議案第84号平成23年度一般会計補正予算（第20号）であります。

これは、国の4次補正において、農業水利施設長寿命化対策事業費、また、農地の区画拡大や暗渠排水整備を行う農業体質強化基盤整備促進事業が採択されたことに伴うものであり、歳入14款国庫支出金、歳出6款農林水産業費において、それぞれおよそ6億円追加するものであります。

また、これらの事業等について年度内に完了することが困難なため、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

以上、御報告申し上げました本補正予算の当常任委員会付託分につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

陳情第2号最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情であります。これは、地域別最低賃金を大幅に引き上げることや最低賃金の引き上げが進むよう中小零細企業予算をふやし、経営支援策を拡充するとともに、中小零細業者の生活支援策を十分に講じることなど、3項目についての意見書を国に提出することを求めるものであり、労働者及び使用者双方の観点から慎重に審査した結果、その願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。22番齋藤作圓君。

【建設常任委員長（齋藤作圓君）登壇】

○建設常任委員長（齋藤作圓君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加提出された案件を含め、条例関係5件、補正予算6件、新年度予算6件、変更契約1件、特別会計への繰り入れ3件、道路関係1件、その他1件の計23件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第6号風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定についてであります。これは、関係法律の施行に伴う県からの権限委譲により、当地域の東山及び蟻山風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第15号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案であります。これは、国及び県の道路占用料単価の改正に伴い、市の占用料の額を規定する条例の別表について、国及び県の単価に準じた改正を行うもので、その施行日を平成24年4月1日にしようとするものであります。

次に、議案第16号集落排水施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、本荘地域の松ヶ崎地区における処理施設の設置及び由利地域の東鮎川処理区、中畑処理区における処理区域の統合等に伴い、別表を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、大内地域の葛岡新田地区における浄化槽施設7基の廃止に伴い、別表を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第31号集落排水事業償還基金条例を廃止する条例案であります。これは、県から交付される農業集落排水償還助成事業費補助金に関して設置された基金条例について、国庫補助対象事業の終了等に伴い償還基金を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の

趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、道路関係の案件であります。

議案第33号市道路線の認定についてであります。これは、県統合家畜市場整備事業の開発行為に伴い設置された大内地域の家畜市場線について認定しようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第35号損害賠償の額の決定についてであります。これは、昨年1月30日、本市の川口字飛鳥下地内で発生した配水管破損に伴う電力供給設備損傷事故について、東北電力株式会社秋田支店を相手方とし、損害賠償の額を定めるに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、市が支払う損害賠償の額は1,373万6,797円とするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算の特別会計への繰り入れ案件であります。

議案第37号下水道事業特別会計への繰り入れについて、議案第38号集落排水事業特別会計への繰り入れについて及び議案第39号簡易水道事業特別会計への繰り入れについての3件であります。これは、一般会計から下水道事業及び集落排水事業へそれぞれ13億円以内、また、簡易水道事業へ6億円以内を各特別会計に繰り入れすることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものであり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、各会計の補正予算であります。いずれも年度末の精査による補正が主な内容となっております。

初めに、議案第48号一般会計補正予算（第19号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款、14款、15款、20款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款、継続費では8款、繰越明許費では8款及び11款であります。その主な内容につきまして御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。

13款使用料及び手数料では、小規模水道等使用料の減額であります。

14款国庫支出金では、事業費精算に伴う公共土木施設災害復旧費負担金及び都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業補助金の減額、事業費精査による公営住宅建設事業費補助金の増額が主なものであります。

15款県支出金では、精査による住宅建築物安全ストック形成事業費補助金の減額であります。

20款諸収入5項雑入では、矢島地域小田住宅に係る物件補償費の減額であります。

21款市債では、事業費精査による道路改良事業債、公営住宅建設事業債及び公共土木施設災害復旧事業債の減額であります。

次に、歳出であります。

4款衛生費では、簡易水道事業特別会計への繰り出金の減額など、6款農林水産業費では、集落排水事業特別会計への繰り出金の減額であります。

8款土木費では、街路灯管理整備事業費で光熱水費の増額、由利橋架替事業等に係る社会資本整備総合交付金事業の事業間調整による組み替え、耐震改修事業費など各事業等の確定・精査による減額のほか、下水道事業特別会計への繰り出金の減額が主なもので

あります。

11款災害復旧費では、事業の精算見込みによる公共土木施設災害復旧費の減額であります。

次に、継続費補正であります。8款土木費の由利橋架替事業に係る上部工設置工事について、継続費の総額27億300万円のうち、平成22年度から24年度までの年割額を23年度において663万7,000円増額し11億2,663万7,000円に、24年度において663万7,000円減額し11億5,236万3,000円に、それぞれ変更しようとするものであります。

また、繰越明許費については、積雪や東日本大震災の影響など不測の事態により、年度内の事業完了が見込めないため、8款土木費及び11款災害復旧費において、由利橋架け替え等に係る社会資本整備総合交付金事業、本荘中央地区土地区画整理事業及び公共土木施設災害復旧事業など4件の事業について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第57号下水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では、下水道分担金及び負担金、下水道使用料、排水設備工事店指定手数料の増額、一般会計繰入金の減額が主なものであります。

一方、歳出では、精査による施設維持管理費、事業費の減額及び予備費の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ199万6,000円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を25億4,938万4,000円にしようとするものであります。

また、繰越明許費については、関係機関との協議及び他事業との工程調整等に不測の日数を要したことなど、年度内の事業完了が見込めないため、本荘処理区に係る公共下水道事業について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第58号集落排水事業特別会計補正予算（第10号）であります。歳入では、農業集落排水に係る分担金及び使用料の増額、事業費精算見込みによる農業集落排水事業費補助金及び下水道事業債の減額、一般会計繰入金の減額が主なものであります。

一方、歳出では、精査による施設維持管理費及び各地区事業費の減額のほか、公債費の減額及び財源更正が主なもので、歳入歳出それぞれ2,786万9,000円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を19億6,237万7,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。農業集落排水事業及び資本費平準化債の起債限度額をそれぞれ減額変更しようとするものであります。

次に、議案第59号簡易水道事業特別会計補正予算（第8号）であります。歳入では、水道使用料の減額及び手数料の増額、一般会計繰入金の減額が主なものであります。

一方、歳出では、精査による施設維持管理費及び東由利簡易水道施設整備事業費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ1,515万8,000円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を7億9,539万7,000円にしようとするものであります。

また、繰越明許費については、施工地が山間部であり豪雪により工事の進捗に影響が出たことなど、年度内の事業完了が見込めないため、滝俣浄水場取水施設災害復旧事業について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第62号水道事業会計補正予算（第4号）であります。収益的収入において、精査による消費税及び地方消費税還付金の減額、損害賠償に係る保険金収入の追加など845万8,000円増額し、総額を15億4,986万2,000円にしようとするものであります。

一方、同じく支出において、電力供給設備損傷事故に係る補償金、消費税及び地方消費税を1,840万6,000円増額し、総額を13億2,446万3,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、精査により企業債、工事負担金及び国補助金を5,755万9,000円減額し、総額を16億6,514万1,000円にしようとするものであります。

一方、同じく支出において、工事発注に伴う請負差額等の精査により、設計業務委託料及び工事請負費を7,670万円減額し、総額を22億7,063万3,000円にしようとするものであります。

継続費補正では、平成22年度から24年度までの3年間で設定している由利原浄水場建設事業について、事業精査により23年度及び24年度においてそれぞれの年割額を変更、事業費4,571万7,000円を増額し、継続費の総額を28億9,773万4,000円に変更するほか、平成23年度から24年度までの2年間で設定している由利橋配水管添架事業について、工事発注に伴う請負差額等により24年度の年割額を変更、事業費883万3,000円を減額し、継続費の総額を8,940万円に変更しようとするものであります。

また、企業債の補正につきましては、高度浄水施設整備事業及び老朽管更新事業の起債限度額をそれぞれ減額変更しようとするものであります。

次に、議案第63号ガス事業会計補正予算（第5号）であります。年間総販売量を24万8,000立方メートル増量し、736万立方メートルにしようとするものであります。

また、収益的収入において、売上見込みによりガス料金を1,254万6,000円増額し、総額を10億8,479万8,000円にしようとするものであります。

一方、同じく支出において、精査により原料費、消費税及び地方消費税を4,011万8,000円増額し、総額を10億5,743万4,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、精査により企業債を6,800万円減額し、総額を1億2,570万1,000円にしようとするものであります。

一方、同じく支出において、工事発注に伴う請負差額等の精査により、工事請負費を8,000万円減額し、総額を4億4,526万2,000円にしようとするものであります。

継続費補正では、平成23年度から24年度までの2年間で設定している由利橋ガス添架事業について、工事発注に伴う請負差額等により、24年度の年割額を変更、事業費720万2,000円を減額し、継続費の総額を3,901万8,000円に変更しようとするものであります。

企業債の補正につきましては、供給設備整備事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

また、棚卸資産の購入限度額を増額変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算であります。

初めに、議案第64号一般会計予算のうち、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款、20款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。主な内容につきまして御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。

13款使用料及び手数料では、小規模水道等使用料、道路占用料及び住宅使用料などがあります。

14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧、浄化槽整備、道路新設改良、除雪車両配備、由利橋架け替え、都市公園整備、本荘中央地区土地区画整理、公営住宅建設、公共施設耐震改修事業などにかかわる負担金、補助金及び交付金であります。

15款県支出金では、浄化槽整備事業費補助金、住宅建築物安全ストック形成事業費補助金及び県道除雪委託金などがあります。

20款諸収入では、土木雑入において公営住宅の光熱水費等利用収入であります。

21款市債では、道路・橋梁の整備、除雪車両配備、区画整理街路事業、公営住宅建設事業及び公共土木施設災害復旧事業などにかかわる市債が計上されております。

次に、歳出であります。

4款衛生費では、浄化槽設置、上水道、簡易水道及び小規模水道にかかわる経費として修繕料、委託料、補助金、簡易水道事業繰出金などが計上されております。

6款農林水産業費では、集落排水事業繰出金が計上されております。

8款土木費では、道路の維持管理や新設・改良、除排雪、橋梁の新設・改良、土地区画整理、下水道、都市公園及び公営住宅などにかかわる経費が計上されております。

職員人件費及び経常的な経費を除いた主な内容といたしましては、道路新設改良及び補修事業、由利橋架替事業、除雪機械整備事業、本荘中央地区土地区画整理事業、下水道事業繰出金、公園長寿命化整備に係る安全・安心対策緊急総合支援事業、公営住宅に係る滝沢館団地建て替え事業、公共施設耐震診断業務委託及び住宅リフォーム資金助成事業などがあります。

11款災害復旧費では、地すべり災害に係る松ヶ崎亀田線及び二古亀田線復旧工事など公共土木施設災害に関する現年・単独、それぞれの復旧経費が計上されております。

次に、議案第73号下水道事業特別会計予算であります。これは、公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、料金徴収及び台帳作成業務に関する経費、処理施設の維持管理費及び長寿命化に係る経費、本荘処理区の下水道幹線・支線の整備費、道川浄化センター監視設備等の更新に係る経費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、下水道費負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額を25億7,527万5,000円にしようとするものであります。

また、公共下水道事業等における地方債の限度額及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第74号集落排水事業特別会計予算であります。これは、市内全8地域それぞれの集落排水事業等にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、料金徴収事務に関する経費、処理施設の維持管理費、各地区の機能強化・処理場改修等に係る整備事業費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、農業集落排水分担金、農業集落排水施設使用料、国庫補助金、一般会計

繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額を18億8,744万3,000円にしようとするものであります。

また、農業集落排水事業等における地方債の限度額及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第75号簡易水道事業特別会計予算であります。これは、本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利地域、それぞれの簡易水道事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、料金徴収事務及びメーター検針等に関する経費、水道施設の維持管理費、東由利簡易水道統合に係る施設整備事業費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額を9億3,554万2,000円にしようとするものであります。

また、簡易水道事業における地方債の限度額及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第80号水道事業会計予算であります。平成24年度の業務予定量を給水戸数で2万2,700戸、年間総給水量を783万6,000立方メートルと見込み、収益的収入においては、水道料金、工事検査手数料、料金収納システムに関する受託料・負担金及び一般会計補助金などを主なものとし、予定額を16億130万5,000円にしようとするものであります。

また、支出においては、人件費や料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などを主なものとし、予定額を12億9,869万7,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入においては、企業債、下水道事業などの水道管移設工事負担金、一般会計出資金及び国補助金であり、予定額を14億8,324万5,000円にしようとするものであります。

また、支出においては、人件費のほか、由利原浄水場建設事業、西目P C配水池建設事業、由利橋配水管添架事業及び企業債の償還にかかわる経費などを主なものとし、予定額を21億1,090万3,000円にしようとするものであります。

なお、高度浄水施設整備事業等において、企業債の限度額などを設定、また、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第81号ガス事業会計予算であります。平成24年度の業務予定量を供給戸数で8,463戸、年間総販売量を747万1,000立方メートルと見込み、収益的収入においては、ガス料金、受注工事収益、器具販売収益及び一般会計補助金などを主なものとし、予定額を11億1,981万円にしようとするものであります。

また、支出においては、人件費や各種維持管理費、ガス原料費、器具販売費及び企業債利息などを主なものとし、予定額を10億6,903万3,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入においては、公共下水道事業などに伴う工事負担金や企業債であり、予定額を1億8,120万1,000円にしようとするものであります。

また、支出においては、人件費のほか、下水道等関連の本支管移設工事請負費、経年

管入れ替え工事及び企業債の償還にかかわる経費などが主なものであり、予定額を4億9,543万3,000円にしようとするものであります。

次に、債務負担行為についてであります。これは、ガス導管網管理システム賃借料について、期間を平成24年度から29年度まで、限度額を2,746万8,000円として設定するものであります。

なお、供給設備整備事業において、企業債の限度額などを設定、また、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、本日追加提出されました変更契約の案件であります。

議案第82号平成22年度大町銀座通線道路改良工事（2工区）工事請負変更契約の締結についてであります。これは、昨年3月の第1回定例会で議決され、村岡・吉田・木内特定建設工事共同企業体と契約金額1億7,797万5,000円で締結された契約を変更しようとするものであります。

その内容は、現地精査により工事内容の一部を変更することに伴う工事費の減などであり、契約金額を723万2,400円減額し、1億7,074万2,600円に変更しようとするものであります。

なお、当局より、本年3月29日までの工期をもって工事完了予定との説明を受けております。

以上、御報告申し上げました変更契約の案件につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

この際、10分間休憩いたします。

午後 3時29分 休 憩

午後 3時44分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・請願等についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。関連または必要と認めるときは、議案・請願等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案・請願等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（渡部功君） 日程第6、議案第4号スクールバスの住民利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第7、議案第5号墓地等の経営の許可等に関する条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第8、議案第6号風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第9、議案第7号組織条例の一部を改正する条例案を議題いたします。

総務常任委員長の報告は、原案を否決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。25番佐々木慶治君。

【25番（佐々木慶治君）登壇】

○25番（佐々木慶治君） 私はただいまの委員長報告を伺いまして、少し疑問を感じた点がございましてので質疑させていただきたいと思っております。

私が質疑いたしますのは、議案第7号由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案についてでございます。

総務常任委員長の報告では、否決すべきものという内容になってございました。この議案については、3月12日から14日まで総務常任委員会で審査されたものと思っております。その時点での委員会の審議内容では厳しさがあるということの御報告から、本日その議案の内容の一部訂正が本会議冒頭になされ、議会で承認をされたわけでありまして。

この中で私は2つほど質問をいたしますが、きょうの訂正の理由として、平成24年第1回由利本荘市議会定例会中に開催された総務常任委員会の審議を踏まえ、教育委員会文化課の事務分掌は従前のおりとし、また、国民文化祭及び文化を活用した観光振興に関するものを商工観光部の事務分掌において明確にするため、改正部分を訂正するものということになってございました。恐らく3月12日から14日までの審議内容に沿った形で訂正されているものと私は理解しております。

議会と当局は両輪のごとくとよく言われており、そういった信頼関係のもとでこれが進められてきたものと認識しているわけですが、この重要な案件を否決すべきものとした理由について、いささか疑問を感じております。そうした中で総務常任委員長に伺いますが、さきの委員会の審査内容と本日の委員会の審査内容というものは、本当に整合しているのか、そのようにお考えかということをお伺いいたします。

それと、2点目ですが、委員会では否決すべきものとした理由といたしまして、「国民文化祭への取り組みにおいては、市民の参加が不可欠かつ重要であり、芸術文化団体等との信頼関係の中で地域全体の連携を含めた体制を構築するに当たって、その所管を商工観光部に置くことは不自然である」との意見があったと報告されております。この重要な案件を否決するには、この一言では少し弱いのではないのかなと思っております。理由として、もうちょっといろいろな意見があったらと思うので、審査の中でどのような議論が交わされたのか、そのことについて伺いたいと思っております。

その2点についてお願いをいたします。

○議長（渡部功君） 総務常任委員長の答弁を求めます。7番高橋信雄君。

【総務常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○総務常任委員長（高橋信雄君） ただいまの委員長審査報告に対する質疑が25番佐々木慶治議員よりありましたのでお答えいたします。

まず、質問を整理させていただきますが、さきの委員会での審査内容と本日の委員会の審査内容の整合性はあるのかという点と、否決すべきものとした理由について重要な案件に対して弱いのではないかという形でまとめましたが、よろしいでしょうか。それに対して答えます。

整合しているのかという内容では、当初、12日から14日まで当委員会で審査を行いました。その審査では訂正前の内容でした。その中では、組織条例案の改正においては「3月の予算議会に提案するのではなく、それ以前に準備をして予算に向かうべきではないか」や、「今行わなくても6月や9月に条例改正を行っても遅くないのではないか」という意見がありました。訂正前の案には分掌の部分について、当局側も認めているとおりのグレーな部分、それからファジーな部分がありました。それから、利用者にとって窓口はどちらに行けばいいのかということについては、「連携をしてやってもらいたい、兼務でやってもらいたい」という、かなりあいまいな答弁がありましたので、委員の中からも「大変厳しいのではないか」という意見があり、相談を申し上げたところでした。

それから、本日の委員長審査報告の意見につきましてですが、そのほかの意見としては、「国民文化祭を終えた後にどのようにするのか」という意見が1件ありました。それに関しては、「文化を活用して観光を考えていくという趣旨であったが、審査を踏まえてということもあって、しかし時期的なもので、すぐ戻すということはない」というような答弁だったと、そのように記載しているのので、伝えておきたいと思います。

以上のようなところで意見は終わっております。

以上で答弁にさせていただきます。

○議長（渡部功君） 25番佐々木慶治君、再質疑ありませんか。

○25番（佐々木慶治君） 今、2つのことについて御答弁をいただきました。

2つ目の方ですが、いつまで設置するのかという意見しかなかったということですが、私は賛成だという討論もあったとも伺っています。報告では、賛成する人がいないようにもうかがえるものですから、やはりそういう少数意見を中に盛り込むべきではないのかと思います。これでは全員が反対だというふうにとられかねません。全会一致とは書いてございませんが、やっぱりその点で何で盛り込まなかったのかということ、これは報告の仕方ということになるかもしれませんが、そのことを伺いたいと思います。

○議長（渡部功君） 総務常任委員長の答弁を求めます。7番高橋信雄君。

【総務常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○総務常任委員長（高橋信雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

意見としては、賛成の意見は1件もございませんでした。

討論としては、賛成の討論がありました。反対の討論も2件ありました。ただ、討論を委員長審査報告に載せなかっただけで、意見を載せただけです。

以上です。

○議長（渡部功君） 25番佐々木慶治君、再々質疑ありませんか。

○25番（佐々木慶治君） 質疑終わります。

○議長（渡部功君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。4番作佐部直君。

【4番（作佐部直君）登壇】

○4番（作佐部直君） 民主党の作佐部直でございます。

高橋総務常任委員長の御報告をお伺いして、討論をさせていただきます。

総務常任委員会において議案第7号組織条例の一部を改正する条例案が否決すべきものと決定したことに対する反対討論をいたします。

私は、きよねんの12月議会において、鳥海山を生かすための施策の再構築についてと題し、次の一般質問を行いました。それは平成21年7月、文化庁が正式に史跡鳥海山として告示したことにつき、本市の鳥海山を核とする地域振興策が商工観光部、農林水産部、教育委員会と、それぞれの所管でばらばらに取り組みられている効率性の悪さについての指摘でありました。

そこで本来、魅力にあふれた鳥海山という資源には、すぐれた自然要素と人文要素があり、それをどう融合させて、より魅力のある滞在型のメニューをつくり出すかは、一に本市の行政手腕と各所管の連携のいかんによっても指摘させていただきました。

また、文化庁の幹部職員の助言として、「せっかく鳥海山が国指定になっても、それを上手に生かしていない。文化財を活用した観光施策が弱い。市を挙げて積極的に施策を打ち出すべきである」ということも御紹介をいたしました。

なお、文化庁は今年度平成23年度から、文化遺産を生かした観光振興と地域活性化事業を創設いたしました。まさに文化行政と観光行政のコラボレーションによる、施策のパワーアップとして全国から注目が集まっているのは御承知のとおりであります。

そこで私は、(1)農林水産部、商工観光部、教育委員会の連携は十分か、(2)庁内プロジェクトの取り組みと今後の方針は、の2点について質問したところ、長谷部市長及び佐々田教育長からは、「各部署のさらなる連携の強化により、郷土の誇りである霊峰鳥海山を軸とした文化の振興と地域の活性化に邁進したい」との共通した力強い御答弁をいただいたところであります。さらに、今3月議会での私の代表質問で、観光文化振興課の創設と事務分掌についてとし、市長と教育長にその意図を伺ったところ、長谷部市長は「平成26年度に予定される国内最大の文化の祭典である国民文化祭開催を見定め、本市の観光と文化を全国にPRするチャンスととらえ、観光と文化が一体的に取り組みむことと地域の伝統文化や芸術を観光資源として活用し、観光振興を図ることを目的に観光文化振興課を新設する」とのことでありました。

また、佐々田教育長は、「鳥海山を生かした観光と文化の振興について、課の新設によって、より一体的になり、積極的に事業実施ができる」との見通しを述べられました。とりわけ文化庁の目玉施策である文化遺産を生かした観光振興、地域活性化事業においては、「大物忌神社を中心とする国指定史跡「鳥海山」の観光振興や鳥海山文化の研究資料の作成、本海獅子舞番楽や鳥海山北ろくの獅子舞番楽などの民俗芸能の公開、さらには歴史文化に係る講習会の開催や文化財案内人などの養成にも取り組みたい」との決意が述べられております。

このような経緯を経て提出された条例案でありましたが、委員会審査の過程でさまざまな論議があり、委員会での議論を踏まえて当局が本日最終日に議案の訂正を行ったものであります。

高橋信雄総務常任委員長の御報告によれば、「国民文化祭への取り組みにおいては、市民の参加が不可欠かつ重要であり、芸術文化団体等との信頼関係の中で、地域全体の連携を含めた体制を構築するに当たって、その所管を商工観光部に置くことは不自然で

ある」とのことでありましたが、芸術文化団体との信頼関係のみならず、その演者や伝統の担い手である農林・商工従事者との連携をも新たに切り開くことが必要なのではないのでしょうか。3月議会初日から1カ月もの間、当局と総務常任委員が互いに議論を尽くし、その結果、訂正された条例案が否決となることの方が、私はよほど不自然であると考えます。さらには、国民文化祭の対応に何の対案も示さず、不自然であるとの一言で否決するのは、無責任と言わざるを得ません。

なお、秋田県では国民文化祭開催に備え、知事部局に文化部門を統合し、県の全組織を挙げてその準備に邁進しております。

本市におきましても、今こそ全庁の組織を挙げて鳥海山と文化遺産と観光資源を全国に売り込む千載一遇の大チャンスであり、一刻も早い農林・商工・文化の大連携を主張してきた立場から、議案第7号組織条例の一部を改正する条例案は、可決すべきとの討論をいたしました。

御清聴ありがとうございました。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立少数であります。よって議案第7号は、否決されました。

○議長（渡部功君） 日程第10、議案第8号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第11、議案第9号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。総務常任委員長報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号及び議案第9号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第12、議案第10号税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第13、議案第11号コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第14、議案第12号CATVセンター条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第15、議案第13号住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第16、議案第14号特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第17、議案第15号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第18、議案第16号集落排水施設条例の一部を改正する条例案及び日程第19、議案第17号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第16号及び議案第17号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第20、議案第18号火災予防条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第21、議案第19号市立学校設置条例の一部を改正する条例案から日程第26、議案第24号体育館条例の一部を改正する条例案までの6件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第19号から議案第24号までの6件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第27、議案第25号市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案及び日程第28、議案第26号幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案25号及び議案第26号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第29、議案第27号定住自立圏創造基金条例を廃止する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第30、議案第28号畜産広場設置条例を廃止する条例案から日程第32、議案第30号天鷲遊園施設条例を廃止する条例案までの3件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第28号から議案第30号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第33、議案第31号集落排水事業債償還基金条例を廃止する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第34、議案第33号市道路線の認定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第35、議案第34号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第36、議案第35号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第37、議案第36号平成24年度介護サービス事業特別会計への繰入れについてから日程第41、議案第40号平成24年度スキー場運営特別会計への繰入れについてまでの5件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第36号から議案第40号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第42、議案第48号平成23年度一般会計補正予算（第19号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第43、議案第49号平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第46、議案第52号平成23年度受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第49号から議案第52号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第47、議案第53号平成23年度情報センター特別会計補正予算（第6号）及び日程第48、議案第54号平成23年度地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第53号及び議案第54号の2件は、

原案のとおり可決されました。

- 議長（渡部功君） 日程第49、議案第55号平成23年度奨学資金特別会計補正予算（第1号）及び日程第50、議案第56号平成23年度介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第55号及び議案第56号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第51、議案第57号平成23年度下水道事業特別会計補正予算（第5号）から日程第53、議案第59号平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算（第8号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第57号から議案第59号までの3件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第54、議案第60号平成23年度小友財産区特別会計補正予算（第3号）及び日程第55、議案第61号平成23年度松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第60号及び議案第61号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第56、議案第62号平成23年度水道事業会計補正予算（第4号）及び日程第57、議案第63号平成23年度ガス事業会計補正予算（第5号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第62号及び議案第63号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第58、議案第64号平成24年度一般会計予算を議題といたします。各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） 私は、議案第64号に反対の討論を行います。

2009年の総選挙での政権交代に国民が託したものは、自民党政治を変えてほしいという願いでありました。それから2年半、3代を数える民主党政権でしたが、この願いが果たされることは残念ながらありませんでした。

野田政権が、今その政治生命をかけて突き進むとしている消費税10%への大増税も、米軍普天間基地の辺野古移設も、国民の公約を裏切るものであるとともに、自民公明政権が始めた動きをそのまま引き継いだものとなっています。その上、日本の食料と農業、国民生活をアメリカに売り渡すTPP参加への暴走は、第1次産業をなりわいにしている秋田県、とりわけ本市にとっては、地域の崩壊につながります。

本市の一般会計予算は、2.1%増の451億9,000万円、市総合発展計画や定住自立圏構想などを中心に、雇用・教育・観光・防災事業などを重点に編成した予算は、市長の市

民とともに歩む市政、人と人との信頼関係の思いが伝わってきます。

健康由利本荘21計画の実践、福祉医療の拡充、住宅リフォーム助成事業、森林資源を活用した木質パウダー利活用調査、学校図書館支援員の配置等々、当局の皆さんの頑張りを期待するものであります。

しかしながら、今、野田内閣は消費税増税は社会保障のためと言いますが、切り捨てるメニューがメジロ押しであります。国民に消費税増税を押しつけ、社会保障は削減する、まさに一体改悪と言わなければなりません。

今、必要なことは、国民の所得をふやし、内需主導の経済政策に転換することであり、人間らしい労働ルールの確立、本格的な中小企業振興策の実施、食料自給率の向上と農林漁業の再生など、抜本的な対策を進めるべく、国政の変革なくしてはあり得ません。

私の今議会の一般質問の社会保障・税一体改革についての市長答弁も政府・与党の流れに沿ったものでありました。それでは市民生活は、TDKの雇用不安などもあり、底が抜けたようになり、市民の命、暮らしを守ることはできないのではありませんか。

なお、議案第65号国民健康保険特別会計予算について、所得に占める国保税の割合が2割と高額であり、払いたくとも払えない人が年々ふえてきています。住民と自治体に負担と犠牲を押しつけ、国保を危機的な状況に追い込んできている国の責任放棄は許されません。

議案第66号後期高齢者医療特別会計予算について、これは大幅な値上げが予定されており、これらは高齢者の生活を直撃するものとなっています。

よって、本案には賛成できないことを述べ、終わるものであります。議案第65号・66号については討論を省略いたします。

以上であります。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 以上をもって、討論を終結いたします。

採決いたします。本件は起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第59、議案第65号平成24年度国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第60、議案第66号平成24年度後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第61、議案第67号平成24年度診療所運営特別会計予算及び日程第62、議案第68号平成24年度受託施設休日応急診療所運営特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第67号及び議案第68号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第63、議案第69号平成24年度情報センター特別会計予算及び日程第64、議案第70号平成24年度地域情報化事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第69号及び議案第70号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第65、議案第71号平成24年度奨学資金特別会計予算及び日程第66、議案第72号平成24年度介護サービス事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第71号及び議案第72号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第67、議案第73号平成24年度下水道事業特別会計予算から日程第69、議案第75号平成24年度簡易水道事業特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第73号から議案第75号までの3

件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第70、議案第76号平成24年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第76号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第71、議案第77号平成24年度小友財産区特別会計予算から日程第73、議案第79号平成24年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第77号から議案第79号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第74、議案第80号平成24年度水道事業会計予算及び日程第75、議案第81号平成24年度ガス事業会計予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第80号及び議案第81号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第76、議案第82号平成22年度大町銀座通線道路改良工事（2工区）工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第77、議案第83号本荘文化会館等解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第83号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第78、議案第84号平成23年度一般会計補正予算（第20号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第84号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第79、議案第85号平成24年度一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第85号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第80、陳情第1号東日本大震災で発生した岩手県のがれきの焼却禁止を求める陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。24番本間明君。

【24番（本間明君）登壇】

○24番（本間明君） 陳情第1号東日本大震災で発生した岩手県のがれきの焼却禁止を求める陳情を採択すべきという立場で討論を行います。

日本人にとりまして放射能とか、あるいは放射性物質などは、できれば身近に置きたくない、あるいは近づきたくない、たとえそれが安全と言われる範囲内であっても、それが日本人、あるいは地球人としての本音ではないでしょうか。それは被曝に対する素朴なおそれであります。しかし、人間は直接そのおそれが自分に及ばないと思えば、基準により安全だと言われているのだからとか、あるいは震災復興という大義名分のもと、心情的にも災害廃棄物の受け入れをすべきという思考に至ってしまいます。

本市で瓦れきの焼却により、後日影響があるとすれば、各施設の近くからとなるのが明白であります。

私は広域清掃センターごみ処理施設や、特に焼却灰の最終処分場の近くに住んでおり

ますが、市民から不安の声が寄せられております。特に最終処分場から排出される浸出水は、長者川に流され、およそ500メートル下流から順次田んぼのかんがい水として利用されながら芋川に流れ込みます。そして芋川でもその下流で2基の揚水機によりかんがい水として利用をされております。内越土地改良区からも要望書が出されたのも、その危機感のあらわれであります。

セシウム137は、浸出水1リットル中の安全基準は90ベクレル以下と伺っております。これがかんがい水として利用された場合、特に長年にわたった場合、どのような影響があるのかは全くわかっておりません。

そこで私は、この陳情の審査がみずから所属する委員会で行ったので、とにかく市民の皆さん方の不安を解消するために、当局に3つの提案をさせていただきました。

その1点目は、市民に対する説明責任であります。御存じのように今回の説明会は、本荘地域で1カ所、鳥海地域の1カ所、たったこれだけあります。これでどうして市民の皆さん方に説明責任を果たせると言えるのでしょうか。私は少なくとも処理場のある小友地区、最低でも二十六木町内、あるいは大中ノ沢町内、それから私も南内越地区の土谷、谷地で説明をするのが当然ではないかという提案をいたしました。そのときは「検討します」という答弁でありました。しかし、そうしているうちに実際に谷地町内からは、ぜひ説明に来てほしい、それから大中ノ沢町内からも説明に来てほしいという要請があったと伺っております。私は説明責任が足りないと思っております。

2番目は、1キログラム当たり8,000ベクレル以下であれば安全と言われる焼却灰の放射性セシウム濃度関係です。野田村から瓦れきをトラックに積んで延々走ってくるわけです。私の想像では、帰りは空荷で帰る。積むものはないと思っております。ならば、安全と言われる焼却灰は、そのトラックに積める範囲内で野田村にお持ち帰りいただいたらどうか。そうすれば由利本荘市の不安を抱える市民の皆さん方も、市の考え方について幾ばくか理解をしてくれるのではないかと、そういうこともぜひ考えるべきだ。あるいは県の処理施設もあるわけですから、そちらに焼却灰を持っていくという手もあるのではないかと提案をいたしました。それに対しては、「一理ある考えなので検討させていただきます」このような答弁でありました。

3つ目、国の示す安全基準より由利本荘市の基準を幾らかでも下げるわけにはいかないのかということです。山形県では受け入れの基準として8,000ベクレルを4,000ベクレルとし、半分に下げています。ですから、安全だと言うのであれば、由利本荘市独自に4,000ベクレルでもいいし、2,000ベクレルでも1,000ベクレルでもいいんです。あるいは焼却前の瓦れきの基準を1キログラム当たり100ベクレルでなくて、もっと低いものを由利本荘市に持ってくるという努力をしないと、なかなか市民に理解をしていただけないのではないのか、ただの基準に従って持ってくるのでは芸がないのではないかと3点の提案をさせていただいたものであります。

きょうで最終日になりますから、昨日、担当部署にその点について伺ってみましたら、正直色よい返答はございませんでした。

皆さん御存じのとおり二、三日、大館のペレット製造工場の焼却灰から1,300ベクレルという放射性セシウムが検出されました。皆さんおわかりのとおり、これはスウェーデンから輸入したアカマツのせいだと報道されております。しかも、1986年にチェ

ルノブイリで起きた原発事故に起因するセシウムだと一応断定的に書かれてあるわけですから、放射能というのはどれだけ怖いものなのか、私はあの報道を見てつくづく思ったものでした。それゆえに放射能については、極端な小心者であらねばならない、あるいは徹底して懐疑的であるべきだと私は思いました。その関係から、被災地には大変申しわけありませんが、今回の陳情については採択すべきという考えに至ったもので、どうか議員諸公には今回の決断について、よろしく御賛同いただきますようお願いを申し上げながら討論とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（渡部功君） この際、会議時間を延長いたします。

ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立少数であります。よって陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第81、陳情第2号最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第2号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第82、陳情第4号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第83、陳情第5号「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第5号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第84、継続審査中の平成22年請願第5号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての請願を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の平成22年請願第5号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第85、継続審査中の平成23年陳情第15号年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の平成23年陳情第15号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第86、継続審査についてを議題といたします。

陳情第3号子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出についての陳情、陳情第6号公的年金の改悪に反対する意見書提出についての陳情、継続審査中の平成23年陳情第8号「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める意見書提出についての陳情、継続審査中の平成23年陳情第12号「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書提出についての陳情、継続審査中の平成23年陳情第14号消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての陳情、継続審査中の平成23年陳情第16号無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める意見書提出についての陳情、の6件の陳情については、各常任委員長より、なお審査の要ありとし、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第3号及び陳情第6号並びに継続審査中の平成23年陳情第8号、第12号、第14号及び第16号の計6件の陳情は、継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第87、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第1号東日本大震災により生じた災害廃棄物の早期受け入れを求める決議案を上程し、提案者の説明を求めます。30番三浦秀雄君。

【30番（三浦秀雄君）登壇】

○30番（三浦秀雄君） 議員発案第1号につきましては、決議案を朗読し、提案説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の早期受け入れを求める決議（案）

昨年3月11日、マグニチュード9.0という地震とそれに続く津波により、世界最大級の東日本大震災が発生し、東北地方初め東日本の広範囲にわたる地域が、我が国でかつてないほどの大きな被害を受けた。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から1年が経過し、これまでも全国各地の多くの人々が被災地の復旧・復興に向けて取り組んでおり、今なお懸命な努力が続けられているが、大きな妨げになっているのが膨大な量の災害廃棄物（瓦れき）である。

岩手、宮城、福島3県では約2,253万トンの災害廃棄物が発生し、1年経過した現在でも6%程度しか処理できていないのが現状である。政府は、処理が進まない災害廃棄

物のうち、県内処理を国が決めている福島県を除く岩手県の約11年分に当たる約476万トン、宮城県の約19年分に当たる約1,569万トンのうち401万トンについては広域処理をすることとし、全国の自治体に対して協力を呼びかけているが、受け入れが進んでいないのが実情である。

こうした中であって、秋田県は平成24年2月7日に隣県である岩手県と災害廃棄物の処理に関する基本協定を締結し、県内市町村等に対し、岩手県沿岸北部4市町村の可燃系混合廃棄物の早期受け入れを求めている。

被災地の方々の苦悩を思うと、全国民の協力による災害廃棄物の一日も早い処理が求められており、全国の自治体の協力による災害廃棄物の処理なくして被災地の真の復興はあり得ない。

よって本市議会は、本市に対し、燃焼試験の結果や国が示している東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に係るガイドラインに基づき、科学的な知見により放射能の影響を検証し、災害廃棄物が適正かつ安全に処理されることを確認した上で、住民に丁寧な説明を行い理解を得るとともに、さらに、風評被害等に対する国の責任が示された後、早期に災害廃棄物受け入れの表明を要請する。

以上、決議する。

平成24年3月22日 秋田県由利本荘市議会

以上であります。議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡部功君） これにて追加提出議員発案の説明を終わります。

○議長（渡部功君） 日程第88、議員発案第1号東日本大震災により生じた災害廃棄物の早期受け入れを求める決議についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。議員発案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議員発案第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。14番今野英元君。

【14番（今野英元君）登壇】

○14番（今野英元君） 早期受け入れを求める決議に反対の立場から討論いたします。反対の理由は3点あります。

1つは、国の基準に従えば本当に安全なのかということであります。

放射能汚染の住民の不安に対して、そのほとんどが国の基準を根拠にした説明となっています。しかし、その基準が十分に調査・検討をされて、住民の健康と環境を守るものになっているのかということは非常に疑問であります。

例えば、たびたび出てくる数値に、放射性セシウム濃度1キログラム当たり8,000ベクレル以内がありますけれども、この数値を環境省が示したのは事故後の昨年6月であ

ります。福島県内の汚染瓦れきを処理する際の目安として出されました。しかし、十分に検討された結果の数値ではなく、作業する人がどこまで被曝しても大丈夫なのかという基準を参考としたものにすぎませんでした。決して環境への影響を考慮したものではないのであります。汚染した瓦れきを、早急に処理しなければならないことから、とりあえずの数値だったわけでありますけれども、それが全国的に埋め立て可能な基準になってしまいました。したがって、この数値は安全を完全に保証するものではなく、数字のひとり歩きは大変危険なことと言わなければいけません。

また、厚生労働省は、新しい食品放射線基準値をこの4月から適用することにしております。現在の基準値の4分の1から20分の1へ、より厳しい基準になる予定であります。

焼却灰の埋め立て基準8,000ベクレルも、やがて見直されることが確実になるかもしれません。国の基準をクリアしているから安全だとする唯一の根拠も崩れてしまう可能性があります。福島原発事故後、国の安全基準なるものの信頼性は、完全に失墜してしまいました。国の基準の見直しを強く求めるとともに、当面は自治体独自の基準値の設定が必要かと思われまます。そして、国が、県が、市町村が言うから安全だとした原子力の安全神話が崩壊してしまったことを、我々の貴重な教訓として忘れてはならない、このように思います。

繰り返し言いますけれども、現行の法体系では想定していなかった放射能を帯びた震災瓦れきが発生していることから、その処理について、国においては1キログラム当たり8,000ベクレルまでは全国で埋め立て処分できるとしました。放射性物質については、封じ込め、拡散させないことが原則であります。その観点から東日本大震災前は、IAEAの国際的な基準に基づき、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり100ベクレルを超える場合は、特別な管理下に置かれ、低レベル放射性廃棄物処理場に封じ込めてきました。クリアランス制度を使ってであります。

ところが、国においては東日本大震災後、当初、福島県内限定の基準として出された8,000ベクレル、これを従来の基準の80倍という十分な説明も根拠の明示もないままに広域処理の基準に転用したのであります。したがって、現在、原子力発電所から出た廃棄物は、100ベクレルを超えれば低レベル放射性廃棄物処理場で厳重に管理されているのに事業所の外では8,000ベクレルまで、東京都を初めとして東日本、東北など全国で埋め立て処分をされようとしております。

ひとつ皆さんに考えていただきたいのは、この8,000ベクレルという基準は、国際的には低レベル放射性廃棄物として厳格に管理されているということでありまます。例えばフランスやドイツでは、低レベル放射性廃棄物処理場は、国内に1カ所だけあります。しかも、鉱山の跡地など放射性セシウム等が水に溶出して外部に出ない、このような施設の中で地下水と接触しないように注意深く保管されているのであります。

群馬県の伊勢崎市の処分場では、1キログラム当たり1,800ベクレルという、国の基準よりも大幅に低い焼却灰を埋め立てていたにもかかわらず、大雨によって放射性セシウムが水に溶け出して排水基準を超えるという事件を起こしております。

国の基準に従えばいいということの安全性について、もう一度私たちは疑うべきであります。

第2点目、バグフィルターで放射性物質が本当に除去できるのか、一般質問でもこれを言いましたけれども、大きな不安の一つが焼却炉の煙突から放射性物質が放出されないかということであります。これに対して、バグフィルターによって放射性セシウムをほぼ100%除去できるとしております。しかし、バグフィルターは焼却の過程で生み出されるばいじんや有害物質などを除去するための装置でありまして、放射能汚染されたものを除去して分解するものではありません。バグフィルターで除去できるという説明は、サッカーのゴールネットで野球のボールを捕るというに等しい暴論だという説があります。焼却によって消えるものでなく、逆に何十倍にも濃縮されて気化した原子レベルの放射性物質は、煙突から煙とともに大気中に放出されることとなります。そして動植物に取り込まれて、体内被曝を起こして、最悪の環境破壊が進行する可能性があります。

また、環境省はバグフィルターで放射性物質を除去できることを、実際に市町村の焼却炉で燃やすなどの実証試験をやらずに結論づけたとしております。早く瓦れき処理をしなければならぬことから、科学的なデータがないままに見切り発車したものであり、100%除去できるとの主張は疑わしいものと言わざるを得ません。

さらに、瓦れき処理に対する不安は、さまざまな分野に及んでおります。河川や地下水の汚染、土壌の汚染、農産物への影響、動植物への蓄積、最終処分場の将来にわたる安全管理、アスベストを初めとする重金属汚染などであります。

事前警戒の原則という考え方があります。人間の健康や環境に重大な影響が及ぶおそれがあるときに、科学的な因果関係が十分に証明されなくとも規制できるとした制度や考え方であります。心配しすぎだとか根拠がないとして軽視することではなくて、こうした考え方に立って、まず住民の不安から出発するべきであります。これまでの公害問題や医療、薬害事故など、最初は少数だった意見が、やがて政治や社会を変える力に発展してきた例があります。私たちは、これまでのこのような歴史に学ぶ必要があります。

3番目、瓦れきの処理が本当に被災地支援になるのかという問題であります。

瓦れきの受け入れが当然のように主張されております。この前の新聞報道では、日本の共同通信社のアンケートで国民の78%、約8割が瓦れきの処理を支持しているとありました。また、脱原発も8割の方が支持している。

仙台市が震災直後から瓦れき処理に取り組んで、自前で解決する道をつけたと報じられております。これも一般質問で例を出しました。この実例からわかるように、たとえ被災地であっても、人や物や技術や金や知恵があれば、こういう5つの条件がそろえば自前の処理が可能だということであります。現場で選別した後に市内の3カ所の搬入所で細分化が行われて、できるだけ資源化を進めるとのことであります。瓦れき専用の仮設の焼却炉の設置や木材のチップ化、火力発電所への利用、リサイクルの推進、このようなことが進めば、地元の雇用も生まれてくるのであります。こうした取り組みが結果的には復興の力になっていくのであります。

秋田県が処理を予定しているのは岩手県沿岸4市町村でありますけれども、野田村を除く久慈市、洋野町、普代村は、地元の雇用創出の観点から、地元業者に運搬や仮処理業務を発注できないか、今模索している状況であります。大変注目すべきことであります。今、自治体に求められているのは、単なる瓦れきの受け入れではなくて、被災地

の自治体が自前の処理ができるように、必要な条件のために具体的な支援がないかどうか、お互いが連絡を取るべきであります。また、放射能汚染を拡大させるようなおそれのある広域処理ではなくて、現地処理を重点的に推進することによって集中的に安全管理ができて、将来にわたる責任体制もできると確信しております。

最近、支援のため瓦れきを受け入れるべきだとの論調がマスコミを通じてますます強くなってきております。実際に政府や政党も上から強権的に働きかけております。こうした動きは住民の意思と地方分権に逆行する動きであります。大変危険なことと言わなければいけません。復興支援と瓦れきの受け入れとは別の問題であると私は考えます。我々は誤ることなく本当に力となる支援を考えなければいけません。この問題を心情的な次元で判断するべきではないと思います。私は先日、映画チェルノブイリ・ハートを見ました。既に30年近くたっているのに、がんの多発や奇形児の誕生などで目を覆いたくなる場面が次々に映し出されてきました。我々はまだまだ放射能汚染に対する考え方が甘いのではないかと改めて思いました。住民の不安に寄り添って、安全と納得を大前提に進める、住民の健康を守る責任を考えれば、より慎重にならざるを得ないのであります。瓦れき問題は、こういった立場で取り組んでいただきたい。

以上3点を申し上げまして、早期受け入れを求める決議案に反対の立場の討論を行いました。どうもありがとうございます。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。16番大関嘉一君。

【16番（大関嘉一君）登壇】

○16番（大関嘉一君） 私は、本日提出されました東日本大震災により生じた災害廃棄物の早期受け入れを求める決議案に賛成の立場から討論をいたします。

先ほどの14番議員の御高説、大変御立派でございました。しかし、800年、あるいは千年に一度と言われるこの大震災、14番議員さんは初めに放射能ありきと、そういう論調をされておりますが、私ども会派は先日、野田村に出向き現地を視察してまいりました。野田村の職員、そして県の職員2人から懇切丁寧な説明をいただきました。また、瓦れきの計測もしてまいりました。瓦れきの測定値は秋田県と何ら変わりません。ごくごく平常値でございます。

復興も緒についたばかり、その復興を妨げているのが被災地各地に野積みにされた、いわゆる瓦れきの山でございます。今、私も何も由利本荘市民8万5,000人を犠牲にしてまでとは申しません。ただ、今、政府から示されているガイドライン、これに沿って進めなければ何を頼りにできますでしょうか。県もしかり、市もしかり、放射能に関する専門家はおりません。決議案でも申し上げておりますが、住民にはきちんと説明責任を果たして、そして理解をいただき、市民の安全確保が確認された上での支援でございます。世界各地から、いまなお手が差し伸べられる中、日本国民として陰に陽につながりも深い東北として、ただきずなを口にすればいいのでしょうか。今こそ被災地にとって本当に必要とされる行動を起こすことが、我々日本国民同胞としての人の道ではないかと思っております。どうか賢明なる議員諸氏の御賛同をお願いしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議員発案第1号は、可決されました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 5時27分 休 憩

午後 5時35分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情に係る意見書提出についての委員会発案が3件、追加提出されましたので、日程に追加することにいたしました。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております委員会発案第1号から委員会発案第3号までの3件を、日程に追加することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第89、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第1号から委員会発案第3号までの3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号から委員会発案第3号までの3件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第1号から委員会発案第3号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号から委員会発案第3号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第90、委員会発案第1号最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出について、日程第91、委員会発案第2号「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について及び日程第92、委員会発案第3号年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書の提出についての3件を一括議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号から委員会発案第3号までの3件は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る2月22日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成24年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 5時39分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 若 林 徹

議 員 高 橋 和 子

議 員 堀 友 子